

## Q&A ～建設機械運転免許取得に対する助成～

### 1.助成対象範囲について

Q. 助成対象となる免許は何でしょうか？

A. 大型特殊免許(道路交通法第84条第3項に規定)です。

Q. 助成金の交付対象となる事業主の条件はあるのでしょうか？

A. 「札幌市建設機械運転免許取得助成金交付要綱」の第4条に規定しております。  
詳細は、下記HPの当該交付要綱の項目をご参照ください。  
[http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyou\\_josei/kigyou\\_josei.html](http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyou_josei/kigyou_josei.html)

Q. 助成対象となる免許取得者の条件は何でしょうか？

A. 上記事業主に雇用されており、雇用期間の定めがないことを雇用契約書等で確認できる方です。

Q. 助成金額はいくらでしょうか？

A. 大型特殊免許を取得するための教習費用(消費等相当額を除く)の1/2です。ただし、上限額は4万円となっております。令和6年の改正より、消費税等相当額を助成対象額外としています。

### 2.助成交付申請時の提出書類について

Q. 申請はいつ行えばよいのでしょうか？

A. 自動車教習所に入所を申し込む前に書類の提出をお願いします。  
申請受付期間は毎年度4月1日から2月末日までとなっております。

Q. 納税証明書(指名願)や対象事業主であることを証明する書類は、申請者数分必要でしょうか？

A. 同時に複数名の申請を行う際は、各 1 通で構いません。